

# 鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託

## 2. 事業の目的

本県の水素社会の実現に向けた目標や行動計画等を定めた「水素社会の実現に向けたロードマップ（R2.3）」において、本県の多様で豊かな再生可能エネルギー資源を活用した水素の利活用に取り組むこととしており、2025年頃までに、工場等における燃料電池導入の先進事例（実証事業）創出やモデル地区内での水素製造実証実施の目標を掲げている。

令和5年度は、市町村単位において水素サプライチェーン構築の検討を行ったが、単独市町村において供給元、需要先の双方を確保することが困難であった。

令和6年度は、事業者を中心に、水素サプライチェーンに関連する取組支援を進めることにより、水素に関する理解促進を図るとともに、水素事業に関心のある事業者等の掘り起こしを行う。

## 3. 委託業務の内容

### (1) 市町村や事業者向け水素勉強会・個別相談会

- ① 水素サプライチェーンに関する国内の最新動向調査
- ② 県内市町村や事業者を対象とした、国の動向や他県事例、活用可能な補助金情報等を提供する勉強会の開催や、個別相談会の開催

### (2) 水素サプライチェーンに関連する事業者等の取組支援

- ① 水素の供給元、需要先となりうる企業、自治体へのインタビュー調査
- ② インタビュー調査を踏まえ、各事業者等の水素に関する事業化に向けて必要な事項について、調査・検討を行う。

（調査項目例）

供給元：エリア、製造手段、製造予定量、製造コスト、必要設備等、etc

利用先：エリア、利用用途、利用予定量、必要設備等、etc

- ③ 調査、検討を行った事業者等を対象とした、将来的な水素サプライチェーン構築に向けたマッチングを見据えた、情報共有や意見交換等を行うためのワーキングの開催

### (3) 事業化の調整

今後の県内での水素利活用促進を図るため、関係機関（企業、市町村関係者、大学等）との調整を行う。

### (4) 鹿児島県水素エネルギー利活用促進検討協議会に係る報告

年1回開催を予定している鹿児島県水素エネルギー利活用促進検討協議会に出席し、事業に関する報告をする。

\* 鹿児島県水素エネルギー利活用促進検討協議会

…平成30年度に設置した、本県の地域特性を生かした水素エネルギーの利活用促進を図るため、産学官の有識者で構成する協議会

#### 4. 履行期限

令和7年3月7日（金）

#### 5. 報告書の作成

- ・ 業務報告書：4部
- ・ 電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）
- ・ 報告書概要版（電子媒体で可）

※概要版については、県のホームページ等で公開するため、本業務において知り得た非公表情報については含めないこと

#### 6. 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

#### 7. 受託者の義務

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

また、本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

なお、本仕様書に定めのない事項については、県エネルギー対策課と協議し、決定すること。

#### 8. 秘密の保持

委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 9. 検査

受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

#### 10. 委託料の支払い

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。